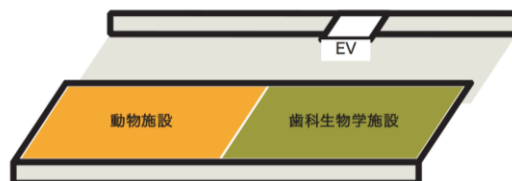


実験動物を飼育保管する施設。



■ 動物実験について

動物実験は、科学一般の実験を行う際の学術的手法に従うだけでなく、実験動物の生命を尊重し、不必要な苦痛を与えないように措置する必要があります。「動物の愛護及び管理に関する法律」（動愛法）に動物愛護に関する事項と動物管理の事項が定められています。動愛法では、「動物を科学上の利用に供する場合の配慮」として、動物実験における3R、すなわち Reduction（動物数の削減）、Refinement（苦痛の軽減）、Replacement（代替法の開発）が明記されています。

1. 関連規定

環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、および文部科学省告示「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に従って、「大阪歯科大学動物実験規程」を定め、動物実験を計画し実施する際の遵守すべき事項を示しています。

2. 動物実験に関する自己点検・評価報告書

文部科学省告示に基づき、「動物実験に関する自己点検・評価」を行っています。

3. 動物実験に関する相互検証プログラム

「動物実験に関する自己点検・評価」に対して外部評価を受検しています。